

◎新潟県告示第146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成29年2月14日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
平成29年2月2日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前（平成18年9月8日指定）		
小千谷市上ノ山2丁目2134-12	5.00	17.17
2134-16	5.10	7.60
2134-15の内	5.10	14.94
2134-1の内	5.10	7.34
2134-5の内	5.10	2.14
2138-2の内	転回広場	29.80平方メートル
○変更後		
小千谷市上ノ山2丁目2134-12	5.08	17.170
2134-17、2134-18	5.03	15.035
2134-1の内	5.03	3.330
2134-1の内	転回広場	24.00平方メートル